

春季火災予防運動 始まる



『おうち時間 家族で点検 火の始末』を統一防火標語として全国一斉に春季火災予防運動が実施されます。

1 期 間 令和4年3月1日（火）～3月7日（月）

2 推進項目 ① 住宅防火対策の推進 ② 放火火災防止対策の推進

① 住宅用火災警報器を備えましたか？

消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。住宅用火災警報器を付けていたことで、大切な命や財産を守ることができた事例が報告されていますので、未設置世帯では早急の設置をお願いします。

また、設置義務化から10年以上が経過したことから、電池切れによる警報音の鳴動を火災と勘違いしての119番通報も増えてきています。

一般のご家庭では、電池式の火災警報器が主流となっていますので、今一度確認を実施し、安心して暮らせる住宅防火を心がけて下さい。

- ◆ まずは火災かどうか、周囲の状況をよく見て、煙や臭気がなく安全であることを確認しましょう。
- ◆ 飯塚地区消防本部管内で発生した住宅用火災警報器の奏功事例については、飯塚地区消防本部のホームページ (<http://www.iizuka119.jp/>) に掲載しています。



② 放火火災被害の軽減するために・・・

放火による火災は、全国的に毎年高い割合の出火原因となっています。放火火災被害を軽減するためには、放火されない環境づくりが重要となります。下記事項の対策により、一人ひとりが放火火災に対する注意を心がけるとともに、町内会等と住民が一体となって放火火災防止対策に取り組みましょう。

- ◆ 屋外に可燃物（古新聞、雑誌等）を放置しない。
- ◆ 自動車やバイク等のボディカバーは防災品を使用する。
- ◆ 消火器を設置する。
- ◆ センサー付き照明等の防犯設備を設置する。

※ガソリンの購入について

消防法令の改正により、ガソリンスタンドにおいてガソリンを携行缶で購入する場合、**本人確認等**を行うことが義務付けられました。ご協力をお願いします。

（危険物の規制に関する規則第39条の3の2 令和2年2月1日施行）

『住宅防火 いのちを守る 10のポイント』

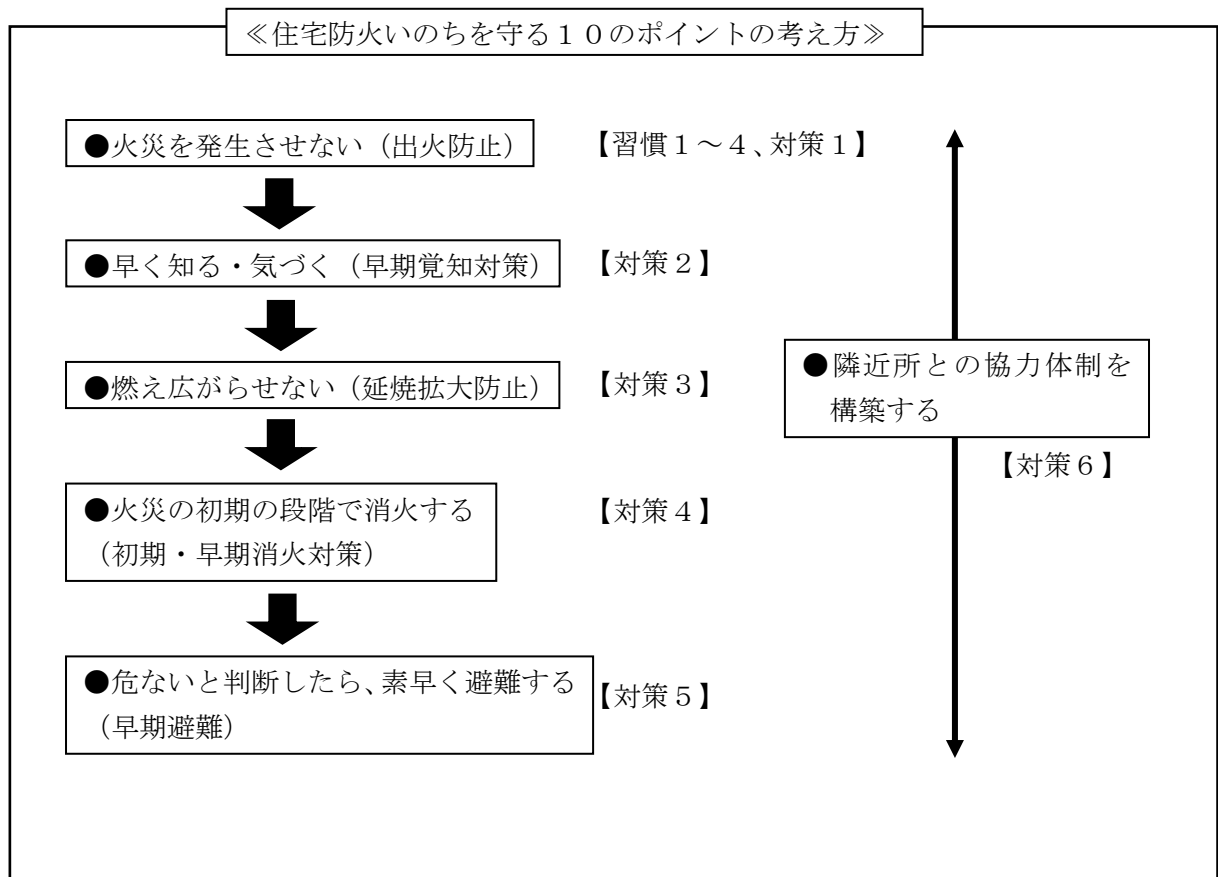
－ 4つの習慣・6つの対策－

4つの習慣

- 1 寝たばこは絶対しない、させない。
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない。
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- 4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に把握し、備えておく。
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。



住宅防火 いのちを守る10のポイント

4つの習慣

- 

1 寝たばこは絶対にしない、させない
- 

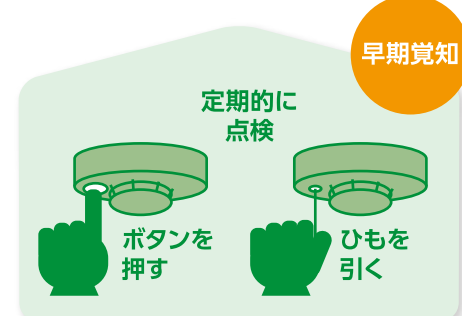
2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 

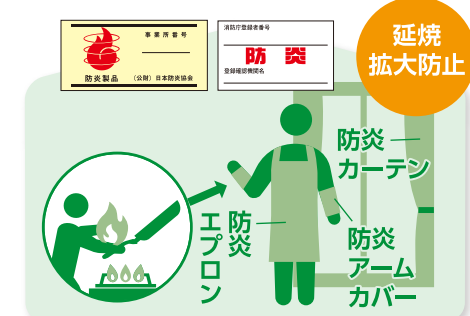
3 こんろを使うときは火のそばを離れない
- 


4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

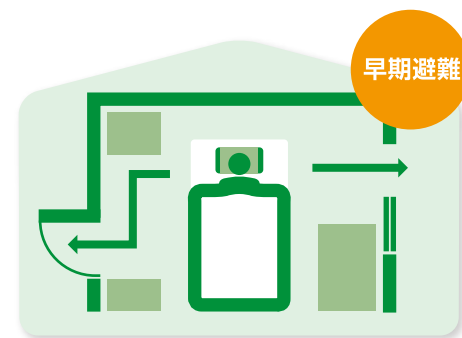
6つの対策


- 

1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
- 

2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 

3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する
- 

4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- 

5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- 

6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う